

平成29年度第1回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 平成29年11月2日(木) 午後1時30分～2時45分
場 所 米子市役所5階・議会第1会議室

2 出席した委員(10名)

小村博美委員、中島猛委員、松井智子委員、
藤瀬雅史委員、安達卓雄委員、福井徳明委員、野坂英子委員
黒沢洋一委員、安養寺正司委員、林有一委員

3 欠席した委員(5名)

足立融委員、渡部隆夫委員、金田賢司委員、山本真次委員、細田明秀委員、

4 会議録署名委員(2名)

福井徳明委員、中島猛委員

5 出席した事務局職員

長井市民人権部長、渡邊課長、景山主査兼収納係長、中久喜課長補佐兼保険総務係長、
柴田保険業務係長、林原保険総務係主幹

6 傍聴者

0名(うち報道機関0名)

午後1時30分 開会

●渡邊課長

定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第1回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私は、米子市保険年金課課長渡邊です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の定足数について、ご報告いたします。

本日は、保険医又は保険薬剤師代表の細田委員、渡部委員、金田委員、被用者保険者等保険者代表の山本委員、被保険者代表の足立委員の合計5名の方から、都合により欠席する旨の報告がございました。

したがいまして、委員総数15名中10名の出席でございます。

米子市国民健康保険条例 施行規則第4条に定める会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

次に協議会の開催にあたり、黒沢会長より挨拶をいたします。

●黒沢会長

委員の皆さま本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、事業報告と国保制度改革の検討状況について、事務局の説明を受け、協議していただく予定としております。米子市の国民健康保険事業のよりよい運営、また今後の国保制度について、皆様の積極的なご意見をいただきますようお願いするとともに、スムーズな進行へのご協力をお願い申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。

●渡邊課長

ありがとうございました。続きまして米子市副市長が挨拶を申し上げます。

●副市長

米子市副市長の伊澤でございます。皆さまご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回お二人の委員の交代がありました。新たに委員をお受けいただいたお二人の方には改めて感謝申し上げます。また、そのほかの委員の皆さまにつきましても、引き続き本市の国民健康保険事業の円滑な運営に格別のご尽力、ご支援いただきますよう改めてお願いいたします。

さて本日の会議では、大きく2つの項目についてご説明させていただきます。1点目は事業報告です。平成28年度の決算について説明させていただきます。詳細につきましては、後で事務局より説明させていただきます。平成28年度の国民健康保険特別会計は単年度収入がプラス約2億8,600万円と平成27年度のプラス3,600万円と比較して大幅な黒字を計上いたしました。その結果、懸案事項であった累積赤字がかなり減ってまいりまして約8,500万円にまで圧縮され、赤字解消が見えてまいりました。

それから2点目の制度改革についてです。平成30年4月から開始になります国民健康保険制度改革まで半年をきった状況となりました。今年2月の運営協議会では、制度改革の概要と現在までの進捗状況、平成30年4月までの予定を報告させていただきました。今年度になり、県より市町村が県に納付する納付金の試算額が示されました。まだ今後変動する可能性もありますが、説明させていただきますとともに、それに基づく来年度の保険料率についての考え方についてご説明いたします。併せて、保険料率決定の基となる算定方式につきましてもご議論いただきたいと考えております。

今回の制度改革は、国民健康保険が1958年（昭和33年）に市町村運営方式に伴う国民皆保険制度体制となって以降、最大の制度改革となります。この制度改革を受けまして、本市におきましても被保険者の皆さまの健康維持・増進して米子市国民健康保険の健全で安定的な運営をより確かなものに必要があると考えておりますので、活発なご協議をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

●渡邊課長

ありがとうございました。伊澤副市長は次の日程がございますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、本日は新たに委員をお願いした方がおられますので、ご出席の委員の皆さま

まをご紹介いたします。お手元の委員名簿及び席次表をご覧ください。なお、ご紹介の際は、役職名等は省略させていただくことをご了承ください。

はじめに、本協議会の会長をお願いしております、黒沢委員でございます。公益代表の立場から会長をお願いしております。

次に、時計回りで紹介させていただきます。

保険医・保険薬剤師を代表する委員として、藤瀬委員です。次に、公益を代表する委員として、安達委員です。福井委員です。野坂委員です。なお、安達委員におかれましては、公民館連合会の役職の異動がありましたため、前任の福住委員に代わりまして本委員をお引き受けいただいております。

次に、被保険者を代表する委員として松井委員です。中島委員です。小村委員です。

次に、被用者保険等保険者を代表する委員として林委員です。安養寺委員です。なお、林委員におかれましては、全国健康保険協会鳥取支部の役職の異動がありましたため、前任の仲野委員に代わりまして、本委員をお引き受けいただいております。

最後に事務局の職員の紹介をさせていただきます。市民人権部長の長井です。主査兼収納係長の景山です。課長補佐兼保険総務係長の中久喜です。保険業務係長の柴田です。保険総務係主幹の林原です。そして、課長の渡邊です。

次に日程4の「会長及び会長職務代行者の選出」についてでございますが、国民健康保険法施行令第5条の規定により、「協議会に会長を1人置き、公益を代表する委員の内から全委員がこれを選挙する。また、会長に事故があるときは、会長選出に準じて選挙された委員がその職務を代行する」ことになっています。このたび、職務代行者の委員が辞職されたため、空席となっておりますので、選出方法を委員の皆さまにお諮りいたします。

事務局一任ということよろしいでしょうか？

それでは事務局としては、公益を代表する委員から選出することとなっておりますので、この協議会前に事前に協議していただき、候補を決めていただいております。会長職務代行者に安達卓雄委員をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか？

—異議なし—

会長職務代行者に安達卓雄委員が選出されました。よろしく申し上げます。

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、会長が議長になることとなっておりますので、以後の議事進行につきましては、黒沢会長をお願いいたします。

●黒沢会長

それでは、日程5の「会議録署名委員の指名」についてですが、「米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項」の規定により、会議録には議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。福井委員と中島委員に申し上げます。

では、日程6の「協議・報告」に入りたいと思います。

それでは、(1)の事業報告について事務局から説明して下さい。

●中久喜課長補佐

そうしますとレジュメの方及び事前に送付いたしております説明資料の方を使って説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず概況の方についてですけれども、お手元の資料1のほうをご覧いただきたいと思えます。

まず概況でございますが、本市の人口は平成27年4月に約15万人を割り込み、それ以降は148,000人から149,000人台で推移しております。平成28年度の国民健康保険世帯数と被保険者数の年間平均は20,501世帯、32,457人とともに減少傾向が続いています。今年度上半期を見ても減少傾向が止まらない状況にあります。

年齢構成をみますと、65歳以上の高齢者の割合は、平成28年度で43.8%あり、増加傾向が続いています。

2の保険給付についてですが、平成28年度の医療給付は、1人当たり医療費が356,816円でした。前年と比べて4,931円(1.4%)の減少となりました。保険給付費総額としては、約100億8,600万円となり、前年度比約5億4,000万円の減少となりました。5億4,000万円のもの大幅な減少の主な理由としては、薬価の改定が上げられます。また、疾病別では減少の主なものとしていずれも対前年比で、入院は「その他悪性新生物」が約8,000万円、「人工透析」が約7,500万円、外来は「ウイルス肝炎」が約7,000万円、「腎不全」が6,000万円減少しています。

3の保険料収入についてですが、平成28年度現年度分調定額は前年度比約9,130万円減少しました。主な要因は被保険者数の減少によるものです。

平成28年度の現年度分収納率は89.97%であり、前年度から0.95ポイント上昇しました。保険料収入としては、調定額が減少し、約3,630万円の減少となっています。

次に決算状況についてですが、平成28年度国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入170億6,970万7千円に対し、歳出171億5,521万1千円で、差引8,550万4千円の歳入不足となりました。この赤字部分につきましては、前年に続き平成29年度の歳入を繰上充用することにより補てんしています。平成27年度に生じた歳入不足3億7,140万1千円を繰上充用したことが影響しており、単年度で見ると、2億8,589万7千円の大幅な黒字となりました。なお、一般会計から2,000万円の法定外繰入をしています。

次に赤字解消に向けての進捗状況でございますが、収納対策については、平成28年度は現年度分収納率91.0%を目標としていたところですが、89.97%の結果となりました。

しかしながら、27年度と比較すると0.95ポイントの増となり、26年度と27年度を比較した0.07ポイント増と比較すると飛躍的に改善しました。これは、平成28年度から組織を再編して徴収担当職員を2名増加したこと、徴収アドバイザーを雇用したこと、また、徴収に特化した体制とするため保険業務係に一部の業務を移したこと、徴収方法を多様化し、コンビニ納付、クレジット納付を開始し、口座加入促進と併せ納付しやすい環境づくりに取り組んだことなど以上が効果を発揮したものと考えています。

保健事業の推進・医療費の適正化についてですが、保健事業として実施している「糖尿病性腎症等重症化予防事業」についてですが、指導完了者20名のうち透析移行率0%、「受診行動適正化事業」については、指導完了者13名のうち行動変容率が75%と一定の効果がありました。引き続き、国の助成を受けながら引き続き実施してまいります。ジェネリック医薬品につきましては、勸奨通知を発送しているところであり、一定の効果が上がっています。米子市国保での後発品普及率は平成28年9月受診状況で数量ベース60.9%であり、順調に増加している状況です。

第三者求償については、平成28年3月に一般社団法人日本損害保険協会と覚書を締結しました。覚書の締結により、求償事務のさらなる強化に努めます。

最後に、まとめとしまして国民健康保険加入者の減少は著しく、今後も保険料調定額の減少に留意する必要があると考えています。保険給付費については、平成27年度は後半に高額な薬剤の使用により増加しましたが、平成28年度には薬価の改定もあり大幅な減少となりました。

来年度の制度改正まで半年をきり、引き続き新制度への準備を行うとともに、安定した状態で移行できるよう、今後も累積赤字解消に向けて保険料収納率の向上による歳入の確保、保健事業の推進、医療費の適正化による医療費の抑制により、改善に努めていきたいと考えます。事業報告は以上です。

●黒沢会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さま方から何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

●中島委員

収納率が0.95ポイント上がったということですが、具体的に金額でいうとどれくらいになりますか？

●中久喜課長補佐

資料2をご覧ください。保険料かける総額に対していくら収納したかによって徴収率が決まります。収納率的には上がっているのですが、収納額はまたちょっと違いまして、平成27年度は約2,686,247千円、一方平成28年度は約2,632,785千円で金額的には減っております。これは調定額が平成27年度は約3,015,825千円、平成28年度は2,924,195千円となっておりますので、もともとのお願いする額が減っているため、収納額自体は減ってしまうということになっております。

●渡邊課長

平成28年度収納率が89.87%でしたが、もし平成27年度の89.02%だった場合は収納額が約3,000万円違ってくるというようなイメージしていただけたらと思います。

●黒沢会長

その他にありませんか？

●林委員

被用者保険の保険者としては糖尿病性腎症の重症化予防を今後ますますしていかないといけないと思うが、鳥取支部のほうでは健診受診者の受診勧奨ぐらいしかできていないが、米子市では具体的にどういう形で勧奨をされているのか？また、どういうプログラムで指導されたのか教えていただきたいです。

●中久喜課長補佐

糖尿病性腎症の重症化予防事業は民間業者に委託しており、まず、糖尿病のステージⅡ、Ⅲの方を国保の被保険者から抽出を行い、事業を進めるにあたりかかりつけ医の協力が不可欠であるので、個人ごとにかかりつけ医に改善プログラムの指導内容の紹介を行い、お医者さんの同意を得られたかたのみに本人に勧奨通知を送付します。そして、本人の同意のあった方に指導を開始させていただくという流れです。前年度は20名同意していただき、指導を行いました。

●林委員

ありがとうございました。ちなみにステージⅡ、Ⅲのかたはどれくらい人数おられましたか？

●中久喜課長補佐

約500名おられました。

●林委員

20/500であれば… 兵庫支部では同じような事業で1,650名に対して50名で3%くらいしかおられなかった。職域になるとなかなか来て頂けないというのが課題だと思います。また教えていただいて今後の事業に役立てていきたいと思しますのでよろしく願いします。

●黒沢会長

その他に何かありませんか？

収納率は90%以上が目標でしたかね？

●渡邊課長

はいそうです。

●黒沢会長

ようやく近づいてきたということで、もうひとがんばりですね。

他に何かありますか？

1つ気になったのが、人口減少により被保険者が減っていることですね。多くは、後期高齢者に移動していると言う事ですね。

●渡邊課長

あわせて社会保険への移動が多いです。

●黒沢会長

事業報告としては以上でよろしいですか？

赤字ももう一息で解消ということですね。

では次に国保制度改革の検討状況について事務局より説明をお願いします。

●中久喜課長補佐

国保制度改革の検討状況について現在までの状況についてご報告させていただきます。資料4をご覧ください。納付等算定システムによる納付金の試算状況です。

これは、今年9月に県議会の福祉生活病院常任委員会に提出された資料ですが、米子市の欄をご覧くださいと思います。

(A) 納付金額が、3,928,203,303円となっています。

この額が、現段階での米子市が鳥取県に納付する額となります。

この納付金額に相当する額を保険料収入、国からの補助金等により県に納めることとなりますが、(A)の額には、国からの補助金等が加味されていません。

そのため、保険者努力支援制度、保健事業に対する助成制度等、米子市が受領している補助金を差し引いたものが、(B)の3,279,712,156円となります。

さらに、(B)の額ですが、表の下部二つ目の●にありますように、保険基盤安定分、一般会計から法定額繰入れ、基金繰入、前年度繰越金を反映させる前の額となっています。保険基盤安定分についてですが、国民健康保険には、低所得者に対して7割、5割、2割の保険料を軽減する制度があります。その軽減した額の3/4が国・県から市町村に交付されますが、米子市の場合は約6億円となります。

また、法定外繰入額ですが先ほどお話ししましたように平成28年度は2,000万円でした。

結果として、3,279,712,156円から6億2000万円を差し引いた約26億6千万円が現段階の保険料で集める額となります。

平成28年度の保険料収入額は、資料2の平成28年度の、収入額(B)の現年度分の欄にある2,632,785,535円でありますので、若干下回る額となっております。

納付金の額は来年1月上旬に確定しますが、納付金額の基となる係数が確定することにより、納付金額が増加する可能性もありますが、現段階での試算に加え若干の公費が追加される予定であること、又急激な保険料の上昇を避けるための激変緩和措置があることにより、現段階では、現行の保険料率が急激に変動させる必要はないと見込んでおります。

資料5～7で納付金算定イメージ、保険料率の算定、作業スケジュールが掲載してありますのでご覧くださいと思います。

●藤瀬委員

ちょっと質問よろしいでしょうか？収入額のところで26億6千万円でいいとのことですが、滞納繰越分についてはどのように考えたらよろしいでしょうか？

言われずに話をされたのですが・・・。

●渡邊課長

AからBに行くあいだに滞納繰越分はのぞいてあります。過去3年分の平均したものはいるものとして・・・。

●藤瀬委員

入るものとしてでしたら今年度でも28億6千万円はいつてきてますね。

●渡邊課長

はい。

●藤瀬委員

そうすると今の時点でも26億6千万円がぜんぜん足りているということですよ。

●渡邊課長

滞納繰越金としては平成28年度2億3千万円入っています。過去3年分にするると2億2千万円になると思いますが、納付金AからBに行く間に差し引いています。Bの32億7,900円は現年度分として納めていただく必要のある金額となります。

●黒沢会長

ちょっとわかり難いですが、もし質問があればどうぞ。

これは移行する場合の推定額ですね。係数は今のところわからないですよ。

●渡邊課長

国のほうが係数を12月末に出してくる予定になっており、今のところの納付金額をAがなりたっており、そこから滞納繰越分や米子市独自でやる保健事業(特定健診や人間ドック)の費用については逆にプラスの要素になっていますので、そこを差引した部分がBとなっております。ですので、納付金の額が変われば、Bの額も変わります。

●黒沢会長

今の時点での推測ということですね。今の推測では今の保険料ではいいのではないかとこの考え方ですね。

では続けてお願いします。

●中久喜課長補佐

次に資産割廃止の検討についてですが、資料8をご覧ください。

現在米子市をはじめ、鳥取県内すべての市町村は、保険料算定について「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4方式により算定しています。このうち「資産割」についてですが、従来から「資産を有する」「所得割と比較して安定している」ことを理由に採用してきましたが、現在、資料8の2資産割の課題にありますように、算定基礎として課題があるとの考え方がでてきました。

3にありますように、全国的にも徐々にですが4方式から3方式に変更する市町村が増えてきております。また、鳥取県内でも平成30年度にむけて2市1町が3方式に向けて検討しているとのこと。そこで、今回、米子市でも4方式から3方式への検討をすべきではないか、との思いから議題としてあげさせていただきました。

なお、米子市では約20,000世帯のうち「資産割」該当する世帯は9,716世帯で、半分弱が該当しています。仮に「資産割」を廃止した場合、約2億4,600万円の歳入不足となり、「所得割」「均等割」「平等割」で補填する必要があります。

この影響について、モデルケースでお示ししておりますので資料を2枚めくっていただきたいと思います。3パターン例①、②、③としてあげさせていただきました。

最初の例として①-1のケースで標準的な4人家族で固定資産を持っていない例ですが、給与収入があつて固定資産税がない方は現行の保険料が437,000円だったのが応益割を6%引き上げますと461,000円となり年間30,300円増額となります。

次に①-2のケース、同じ家族で固定資産税を年間85,000円お支払いになっている家族は、現行の保険料にほぼ保険料は変わらない結果になります。つまり、このモデルケースの場合、固定資産税額年額85,000円が境界線となり、それ以上固定資産税を払っている家庭は保険料が減る、ということになります。

次のモデルは、年金収入固定資産なしの2人世帯の家庭です。この場合、現行では74,200円の保険料が資産割を廃止しますと79,100円となり、年間4,900円の増額となります。このモデルケースでは、年間18,900円の固定資産税を払っていると資産割を廃止しますと79,100円となり、ほぼ保険料は変わりません。固定資産税を18,900円以上払っている方は安くなるということです。

最後の③は収入により、保険料の軽減対象となっている年金収入150万円のみのお2人世帯の例です。この例では保険料が7割軽減されている世帯ですが、この例では、固定資産を所有していませんが保険料の増額は年間1,700円にとどまります。

以上、算定方式を変更すると、当然ながら保険料が減額となる世帯と増額となる世帯がありますが、保険料算定の考え方を踏まえてご協議いただきたいと思います。説明は以上です。

●黒沢会長

今日は決定ではなく、話し合いでいいですかね？

●渡邊課長

はいそうです。

●黒沢会長

基本的には統一した場合は他とあわせる必要がありますか？資産割は廃止せざるおえないということですか？別に資産割は維持していてもいいのですか？

●渡邊課長

今回の平成30年度の広域化に伴って、県内市町村との話し合いで、できれば3方式に向かいたいというのが現場の意見だったのですが、首長の意見もあり、資産割を廃止することによって保険料が上がる方もおられるということもあり、県内統一化については至っていないところです。ただ、平成30年度の広域化に向けた全国的な流れとしてはまだ示されていませんが、都市部は3方式に向かう傾向が強いです。保険年金課としてもできれば3方式に向かいたいと思います。

●黒沢会長

それはいつまでに決定しないといけないですか？

●渡邊課長

平成30年度の保険料率は県から示される標準料率をふまえて、1月あるいは2月には決定することになります。そのときには、3方式になるのか4方式になるのか決定しなくてはなりません。

●黒沢会長

結論を出さなくてはいけないのですね。
これについて、意見等ありましたらどうぞ。

●藤瀬委員

モデルケース①-1で3方式になった場合は30,000円上がれば、激変ですよ。資産割がなくなった分、所得割、均等割、平等割の金額を変えてならずとも考えとしてはありますか？

変更後461,000円になりますよね。上がっていくような人はかわいそうだから分けていくように考えて所得割、均等割、平等割の料率をかまえば、半分ずつの上がりですむという考え方はありますか？

●黒沢会長

資料8の賦課割合40(所得割) : 10(資産割) : 35(均等割) : 15(平等割)の資産割の10を廃止して、あとどっちにもっていてもいいですよ。均等割とか平等割とか。

●藤瀬委員

割振りに関して均等割が2,500円だったのが2,600円にするとかそういう考え方もありますよね。

●渡邊課長

はい。あります。

●藤瀬委員

ものすごく作業が大変ですよ。

●渡邊課長

それを検討するのが、資料8(5)の参考例で①資産割をすべて所得割にもって行った場合、合計1.7%あげて14.12%にしなくてはならないということになり、均等割、平等割は今までと変わらないということになります。有所得者がすべてかぶってくるようになります。資料8の6(3)応益割(均等割、平等割)を増やした場合、低所得者には軽減措置がありますので、本来上げたものの影響ではなく、7割、5割、2割の軽減したあとの金額で影響が出てくるということで、若干やわらげられるメリットがあります。所得割りだけではなく、均等割、平等割も6%上げたケース②をご覧ください。基礎賦課額の欄を見ていただくと、均等割が23,600円から1,400円引き上げて25,000円になって平等割が23,200円から1,400円引き上げて24,600円になります。この部分を引き上げて足りない部分を所得割で引き上げるとすべて所得割で補うと0.85%引上げが必要でしたが、②の場合0.40%の引上げですむという計算になりました。7.83%から8.23%の引上げということになります。これを同様に後期、介護と行い合計均等割2,500円、平等割2,200円の増となります。所得割だけで補うと1.7%引き上げなければならないところですが0.96%の引上げだけですむということです。また③の応益割を8%引き上げた場合は均等割3,300円、平等割2,900円、所得割0.71%というパターンも考えられました。事務局で考察したところ均等割、平等割が大きく上がると軽減世帯はそれほど変わらないが、軽減に該当しない世帯の多人数世帯がまともにダメージをうけることとなりますので②の応益割6%相当引き上げが妥当ではないかと考えました。

●藤瀬委員

固定資産税を払っている方はほとんど変わらないということですか？
固定資産税を払っていない方は大幅に上がるということですか？

●渡邊課長

そうですね。固定資産税を払っておられない方はすべて引き上げとなります。

●藤瀬委員

それを何とか軽減できる方法にはならないですかね。年収 360 万円くらいの世帯で保険料 14%くらいというのは子育て世代には大変な額だと思うが・・・ある年から突然 30,000 円上がるというのはどうなのでしょう？

●渡邊課長

移行に伴って、固定資産税がかかっている方は引き下げになる場合多いですが、その反面、固定資産税のかかっていない方は引き上げになる。これは総額を確保するためには当然出てくることにはなります。

●藤瀬委員

国の係数がよかったら吸収できる金額にはならないですか？

●渡邊課長

総額として保険料を引き下げる財政状況であれば、今上がるところを本来的な引き下げとあわせて和らげる方法はあると思います。

●藤瀬委員

難しいでしょうか？

●渡邊課長

難しいです。

●黒沢会長

他に意見はありませんでしょうか？
今後この資産割の廃止について議論して、結論を出さないといけないですが、固定資産税を払っておられない方は大幅に保険料が上がることもありうるということ、できるだけ軽減できるようなことはないかということで、均等割、平等割を使えば少しは減るのではないかという試算をちゃんとやっていただくのと、資産割廃止により急激に変化すると問題だと思しますのでできるだけ変化の少ない方法をもう少し検討していただけたらと思います。

●藤瀬委員

モデルケースの人にとっては、単純な制度の変更による値上げしか受け取りようがないと思います

●黒沢会長

他の委員の方でなにかありませんか？

●安養寺委員

全県下統一をめざしておられると思いますが、まだ見えない。それぞれがバラバラに保険料を決めているが、全県下統一になった場合大きく変わらないようにしてほしい。

●中島委員

平均的なモデルケースとして世帯主が 45 歳で年収 360 万円とあるが本当にこれが平均

的なものでしょうか？

●渡邊課長

モデルケースの数字は市のホームページではこの数字を使っているのですが、これが平均的な家庭かといわれると違って来るかもしれません。

●中島委員

①のモデルケースは固定資産税を85,000円払っておられる方が72歳になられたらなんと18,900円になるのですか？固定資産税は年をとっても変わらないのではないですか？

●渡邊課長

①、②のモデルケースの枝番は固定資産税がどのくらいあると3方式になった場合引き上げになるかという数字を出すためのものです。

●中島委員

わかりました。

じゃあこれが、72歳の平均的な世帯の数字というわけでもないのですね。

●渡邊課長

そうですね。今回の資産割の廃止を考えるにあたり、数字を拾ってみたところ国保加入世帯の内固定資産税がかかっている世帯が9,700世帯あり、分布を見ますと、固定資産税額2万円から6万円の範囲が多いです。

●黒沢会長

一番影響を受けやすいのはどのような世帯でどれくらい受けるのかを想定して、あまりにも影響が大きいようなら考えなくてはならないと思います。

●藤瀬委員

所得が高く、多人数で固定資産税のかかっていない人が一番保険料があがるということですよ。

最も高くてもどれくらいになるかということを試算していただけたら・・・たとえば家族が6人ぐらい加入していて上限の所得割の方とかを試算したら？

モデルケースでいくと7.83%が8.23%になるのですが、賦課限度額は上がらないのですか？

●渡邊課長

賦課限度額は上がりません。

●藤瀬委員

では、賦課限度額ギリギリの方が一番上がるんですね。

●渡邊課長

はい。そうです。今回の新しい料率になって限度額に達する方がことしだったらということです。

●黒沢会長

そのような資料の準備をしていただいて、議論したいと思います。

●藤瀬委員

5万か6万ぐらいになるのですかね。

モデルケースはそんなに収入の多い方で試算されてないので・・・この倍くらいにはなりませんかね。

全県になってから別に悪いことしてないのに保険料だけが上がるのは決して納得できないと思います。いい制度にしようと思って国がやって、乗っかって保険料だけがぼんと上がるというのはどうか、固定資産税を払っている人の全員が今までの保険料がほしいという話が出ているのかといえばそうではないですか？

●渡邊課長

資産割の割合のあり方については今までも年度当初の納付書発送後、数件は相談があるのですが、資産割で固定資産税がお金をうむわけではないですし、また二重課税のようなイメージを持っておられる方もおられます。

●黒沢会長

急激な変化はいけないと思いますので、あまり上がらないように方策を考えて資産割を廃止した場合には上がるのは当然なので、負担が強い方と弱い方の差があると不満も出てくると思いますので、できるだけ均一にさせていただくような方策を考えていただきたいと思います。次回にはそういうケースを含めて見せていただいて、どういうふうに結論づけていくか話し合いたいと思います。これについて何か他の意見はありませんか？また事務局のほうで案を作ってください、できるだけ差が大きくならないような案を提案していただきたいと思います。

2点目について国保制度改革検討状況について以上でよろしかったでしょうか？大きな変更は資産割の廃止が問題になるということですね。

●渡邊課長

県が示してくる保険料として必要な額については大差がないというところです。

●黒沢会長

あとは資産割をどうするかで影響がどうなるかというところですね。

●藤瀬委員

確認ですが、資産割は来年度から廃止の方向で考えて、ここで答申を決めなくてはならないのですか？今度モデルケースが出てきて、そこでどっちにするかわれわれが決めないといけないのでしょ。

●渡邊課長

はい。そうです。

だめだというのもひとつの選択肢だと思いますし、進めていくのもひとつの選択肢です。

●藤瀬委員

自分たちが納得するようなやさしい案がでてくるわけですね。

●黒沢会長

とは言うものの、最終決定は統一化されるということですね。

いずれはされるんですよね？

●渡邊課長

将来的には県内統一化に向かっていくのが、国が示しているところですが、現状鳥取県はいつに向かってという答えは出ておりません。

●中島委員

なかなかでこぼこがあって難しいですよね。

●渡邊課長

県内統一になれば、料率の統一であれば米子から境港にいても世帯状況が変わらなければ、保険料は変わりません。米子では米子の固定資産税をみる、境港では米子での固定資産税はみず、境港だけにかかっている固定資産税だけを見るということになれば、金額的に違ってくるということになる。ここらあたりあるので、3方式にむかうべきではないかと思います。

●藤瀬委員

統一になった場合は確実に3方式に向かうべきだと思いますが、まだ統一の時期がわからないところで激変する形があるのなら無理に統一を見越しての3方式していかなくてもいいのではないかと思います。

●渡邊課長

それもひとつの選択肢だと思います。

●黒沢会長

では、また資料を見せていただいて委員の方には資産料率についていろいろ考えていただきまして、ご意見を伺いたいと思います。

では、次に3番目に行きたいと思います。事務局より説明をお願いします。

●渡邊課長

今回の運営協議会についてですが、国から本係数提示をいただいて県が1月中旬に保険料率を示し、それに基づいた4方式にした場合の保険料率案、3方式にした場合の保険料率案のモデルケースを1月の下旬を用意させていただき関係上、1月の下旬とさせていただきたいと思います。お忙しいとは思いますが、ご出席をお願いいたします。

●黒沢会長

日程は今組まれているということですね。そのほか意見等ございましたらお願いします。では、1月には県からの方針は決まっているということですね。

●渡邊課長

県からの数字は示されて、それに沿った米子市の形を描いていきます。

●黒沢会長

30年度から施行されるということですね。

●渡邊課長

はいそうです。

●黒沢会長

もし資産割を廃止した場合は大きな変更となりますね。

●渡邊課長

大きいかと思います。

●黒沢会長

現状のままだと基本的には同じだということですね。

もし廃止した場合は保険料率の変更がありますね。

●渡邊課長

そうなると変更は必ずありますね。

●黒沢会長

皆さまには次回責任は重大ですが、検討していただき決定していきたいと思います。
そのほかに何かありますか？

●中島委員

今回会議録の署名となっておりますが、平成 26 年度以降ホームページに会議録が載っておりませんので、載せておいていただくと決めたことを確認しておきますのでよろしく
お願いします。

●黒沢会長

事務局準備のほうよろしいですか？

●渡邊課長

はい。

●黒沢会長

では、閉会したいと思います。皆様、ありがとうございました。

午後 2 時 4 5 分閉会